令和８年第１回さくら市議会
臨時会提案理由説明書

説 明 書 目 次

番号	項　　目　　名	ページ
1	さくら市職員の給与に関する条例等の一部改正について	P 3
2	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	P 3
3	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	P 4
4	令和７年度さくら市一般会計補正予算（第７号）	P 4
5	令和７年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第４号）	P 5
6	令和７年度さくら市水道事業会計補正予算（第２号）	P 5
7	令和７年度さくら市下水道事業会計補正予算（第２号）	P 6
8	議案説明資料　参照法令等	P 8
9	さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 9
10	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P33
11	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P35

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例3件及び予算4件であります。

議案第1号は、さくら市職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

国においては、人事院の一般職の国家公務員の給与改定に関する勧告に基づき、国家公務員の給与改定が行われました。

本案は、さくら市職員等の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国家公務員に準じ、給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の支給割合の引き上げなど、所要の改正を行うものであります。

議案第2号は、さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特別職の国家公務員の給与改定を考慮し、さくら市長等の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特別職の国家公務員の給与改定を考慮し、さくら市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、令和7年度さくら市一般会計補正予算（第7号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に4億3,542万円を追加し、予算の総額を254億4,118万8千円とするものであります。

歳入では、15款国庫支出金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（令和7年度補正分）2億8,129万円、20款繰越金で前年度繰越金1億5,413万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出では、6款商工費で、物価高騰対策地元応援商品券発行事業費2億8,129万円を追加、また、人事院勧告に基づく給与改定について、人件費を該当科目にそれぞれ計上いたしました。

第2表繰越明許費の補正は、物価高騰対策地元応援商品券発行事業で、年度内の事業完了が見込めないことによるものであります。

議案第5号は、令和7年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第4号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に426万6千円を追加し、予算の総額を39億8,322万2千円とするものであります。

歳入では、8款繰入金で職員給与等繰入金426万6千円を追加、歳出では、人事院勧告に基づく給与改定について、人件費を該当科目にそれぞれ計上いたしました。

議案第6号は、令和7年度さくら市水道事業会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正予算は、予算第2条収益的収入及び支出の支出、第1款水道事業費用で、既決予定額に83万2千円を追加し、総額を9億1,559万6千円とするものであります。

また、予算第3条資本的収入及び支出の支出、第1款資本的支出で、既決予定額に135万5千円を追加し、総額を9億4,060万1千円とするものであります。

議案第7号は、令和7年度さくら市下水道事業会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正予算は、予算第2条収益的収入及び支出の収入、第1款下水道事業収益で、既決予定額に153万3千円を追加し、総額を9億8,381万3千円、収益的収入及び支出の支出、第1款下水道事業費用で、既決予定額に153万3千円を追加し、総額を9億7,989万6千円とするものであります。

また、予算第3条資本的収入及び支出の収入、第1款資本的収入で、既決予定額に76万7千円を追加し、総額を7億8,804万2千円、資本的収入及び支出の支出、第1款資本的支出で、既決予定額に76万7千円を追加し、総額を10億8,929万8千円とするものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)　条例を設け又は改廃すること。

(2)　予算を定めること。

(3)～(15)　略

2　略

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文　（傍線の部分は改正部分）
○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）　(1/6)

改　正　案	現　行
（通勤手当） 第10条　略 2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)　略 (2)　前項第2号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア・イ　略 ウ　使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,300円 エ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　10,400円 オ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　13,500円 カ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　16,600円 キ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　19,700円 ク　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　22,800円 ケ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　25,900円 コ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　29,100円 サ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　32,300円 シ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　35,500円 ス　使用距離が片道60キロメートル以上である職員　38,700円 (3)　略 3～9　略	（通勤手当） 第10条　略 2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)　略 (2)　前項第2号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア・イ　略 ウ　使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,100円 エ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　10,000円 オ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　12,900円 カ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　15,800円 キ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　18,700円 ク　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　21,600円 ケ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　24,400円 コ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　26,200円 サ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　28,000円 シ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　29,800円 ス　使用距離が片道60キロメートル以上である職員　31,600円 (3)　略 3～9　略

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文　（傍線の部分は改正部分）
○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）　（第1条関係）　(2/6)

改　正　案	現　行
（宿日直手当） 第16条の2　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円を超えない範囲内において、市規則で定める額を宿日直手当として支給する。 2　略	（宿日直手当） 第16条の2　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円を超えない範囲内において、市規則で定める額を宿日直手当として支給する。 2　略
（期末手当） 第17条　略 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（市規則で定めるものを除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。 4～6　略	（期末手当） 第17条　略 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（市規則で定めるものを除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。 4～6　略
（勤勉手当） 第17条の4　略 2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡し	（勤勉手当） 第17条の4　略 2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡し

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文　（傍線の部分は改正部分）
○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）　(3/6)

改　正　案	現　行
た職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に6月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額 (2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額 3～5　略	た職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額 (2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額 3～5　略

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）

改　正　案

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800

現　　行

別表第1（第3条関係）

行 政 職 給 料 表

職員区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）

改正案										
		36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
		37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
		38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
		39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
		40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
		41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
		42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
		43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
		44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
		45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
		46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
		47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
		48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
		49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
		50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
		51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
		52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
		53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
		54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
		55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
		56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
		57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
		58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
		59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
		60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
		62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
		63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
		64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
		65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
		66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
		67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
		68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
		69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
		70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
		71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
		72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
		73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
		74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
		75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
		76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
		77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
		78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
		79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
		80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
		81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
		82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
		83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
		84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
		85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
		86	266,200	305,800	355,700					
		87	266,500	306,100	356,100					
		88	266,800	306,400	356,500					
		89	267,100	306,700	356,700					

現行										
		36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
		37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
		38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
		39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
		40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
		41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
		42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
		43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
		44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
		45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
		46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
		47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
		48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
		49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
		50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
		51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
		52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
		53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
		54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
		55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
		56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
		57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
		58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
		59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
		60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
		62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
		63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
		64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
		65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
		66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
		67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
		68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
		69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
		70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
		71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
		72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
		73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
		74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
		75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
		76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
		77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
		78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
		79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
		80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
		81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
		82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
		83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
		84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
		85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
		86	256,000	297,100	346,000					
		87	256,300	297,400	346,400					
		88	256,600	297,700	346,800					
		89	256,900	298,000	347,000					

○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）

改　正　案

		90	267,400	307,000	357,100				
		91	267,700	307,300	357,500				
		92	268,000	307,600	357,900				
		93	268,300	307,800	358,100				
		94		308,000	358,400				
		95		308,300	358,800				
		96		308,700	359,100				
		97		308,900	359,400				
		98		309,200	359,800				
		99		309,500	360,200				
		100		309,900	360,600				
		101		310,100	361,100				
		102		310,400	361,500				
		103		310,700	361,900				
		104		311,000	362,300				
		105		311,200	362,800				
		106		311,500	363,200				
		107		311,800	363,500				
		108		312,100	363,800				
		109		312,300	364,200				
		110		312,600					
		111		313,000					
		112		313,300					
		113		313,500					
		114		313,700					
		115		314,000					
		116		314,400					
		117		314,600					
		118		314,800					
		119		315,100					
		120		315,400					
		121		315,700					
		122		315,900					
		123		316,200					
		124		316,500					
		125		316,800					
定年前再任用短時間勤務職員			基準給料月額 円 200,300	基準給料月額 円 227,800	基準給料月額 円 269,500	基準給料月額 円 290,100	基準給料月額 円 305,700	基準給料月額 円 331,900	基準給料月額 円 374,800

現行									
		90	257,200	298,300	347,400				
		91	257,500	298,600	347,800				
		92	257,800	299,000	348,200				
		93	258,100	299,200	348,400				
		94		299,400	348,800				
		95		299,700	349,200				
		96		300,100	349,500				
		97		300,300	349,800				
		98		300,600	350,200				
		99		301,000	350,600				
		100		301,400	351,000				
		101		301,600	351,500				
		102		301,900	351,900				
		103		302,200	352,300				
		104		302,500	352,700				
		105		302,700	353,200				
		106		303,000	353,600				
		107		303,300	353,900				
		108		303,600	354,200				
		109		303,800	354,700				
		110		304,200					
		111		304,600					
		112		304,900					
		113		305,100					
		114		305,300					
		115		305,600					
		116		306,000					
		117		306,200					
		118		306,400					
		119		306,700					
		120		307,000					
		121		307,400					
		122		307,600					
		123		307,900					
		124		308,200					
		125		308,500					
定年再用時勤職員前任短期務員			基準給料月額 円 192,000	基準給料月額 円 219,500	基準給料月額 円 260,000	基準給料月額 円 279,700	基準給料月額 円 294,900	基準給料月額 円 320,600	基準給料月額 円 362,700

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文　（傍線の部分は改正部分）
○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第2条関係）　(1/6)

改　正　案	現　行
（給与） 第2条　給料は、さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年さくら市条例第38号。以下「休暇等条例」という。）第6条第4項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、管理職手当、第2種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。 2　略 （第2種初任給調整手当） 第7条の3　新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第5項、第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市規則で定める職員にあっては、市規則で定める額）並びにこれに第9条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を休暇等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から市規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。 2　第2種初任給調整手当の月額は、市規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。 3　第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同	（給与） 第2条　給料は、さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年さくら市条例第38号。以下「休暇等条例」という。）第6条第4項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。 2　略

改　正　案	現　行
項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるものには、市規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。 4　前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。	
（通勤手当） 第10条　略 2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)　前項第1号に掲げる職員　支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第6項において「運賃等相当額」という。） (2)　前項第2号に掲げる職員　支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）	（通勤手当） 第10条　略 2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)　前項第1号に掲げる職員　支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。） (2)　前項第2号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア　自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員　2,000円 イ　使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員　4,200円 ウ　使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,300円 エ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　10,400円 オ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　13,500円 カ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメ

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文　（傍線の部分は改正部分）
○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第2条関係）　(3/6)

改　正　案	現　行
	ートル未満である職員　16,600円 キ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　19,700円 ク　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　22,800円 ケ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　25,900円 コ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　29,100円 サ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　32,300円 シ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　35,500円 ス　使用距離が片道60キロメートル以上である職員　38,700円
(3)　略	(3)　略
3　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	3　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1)　新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）	(1)　新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文　（傍線の部分は改正部分）
○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第2条関係）　(4/6)

改　正　案	現　行
(2)　略	(2)　略
4　略	4　略
5　第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)　駐車場等に係る通勤手当　支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市規則で定める額 (2)　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前3項の規定による額	
6　運賃等相当額をその支給単位期間の月額で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、　特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。	5　運賃等相当額をその支給単位期間の月額で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）　の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項　の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
7　通勤手当は、支給単位期間（市規則で定める通勤手当にあっては、市規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市規則で定める場合にあっては、その翌月）の市規則で定める日に支給する。	6　通勤手当は、支給単位期間（市規則で定める通勤手当にあっては、市規則で定める期間）に係る最初の月　の市規則で定める日に支給する。
8　略	7　略
9　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月）を	8　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市規則で定める期間（自動車等　に係る通勤手当にあっては、1箇月）を

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文　（傍線の部分は改正部分）
○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第2条関係）　(5/6)

改　正　案	現　行
いう。	いう。
10　略	9　略
（期末手当）	（期末手当）
第17条　略	第17条　略
2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（市規則で定めるものを除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の106.25）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（市規則で定めるものを除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4)　略	(1)～(4)　略
3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。	3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。
4～6　略	4～6　略
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第17条の4　略	第17条の4　略
2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の	(1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文　（傍線の部分は改正部分）
○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第2条関係）　(6/6)

改　正　案	現　行
合計額を加算した額に100分の106.25（特定幹部職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額 (2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額 3～5　略	合計額を加算した額に6月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額 (2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額 3～5　略

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文　　（傍線の部分は改正部分）

○さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成30年さくら市条例第17号）（第3条関係）

(1/1)

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>（給与条例の適用除外等）
第10条　略
2　特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項、第17条第2項及び第17条の4第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成30年さくら市条例第17号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第17条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

別表（第8条関係）
特定任期付職員給料表
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>405,000円</td></tr><tr><td>2</td><td>455,000円</td></tr><tr><td>3</td><td>508,000円</td></tr><tr><td>4</td><td>574,000円</td></tr><tr><td>5</td><td>655,000円</td></tr></table></td><td>（給与条例の適用除外等）
第10条　略
2　特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項、第17条第2項及び第17条の4第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成30年さくら市条例第17号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第17条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

別表（第8条関係）
特定任期付職員給料表
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>392,000円</td></tr><tr><td>2</td><td>440,000円</td></tr><tr><td>3</td><td>492,000円</td></tr><tr><td>4</td><td>555,000円</td></tr><tr><td>5</td><td>634,000円</td></tr></table></td></tr>
</table>

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文　　（傍線の部分は改正部分）

○さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成30年さくら市条例第17号）（第4条関係）　　(1/1)

改　　正　　案	現　　行
（給与条例の適用除外等） 第10条　略 2　特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項、第17条第2項及び第17条の4第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成30年さくら市条例第17号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第17条の4第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。	（給与条例の適用除外等） 第10条　略 2　特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項、第17条第2項及び第17条の4第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成30年さくら市条例第17号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第17条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文　（傍線の部分は改正部分）
○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第 15 号）
（第 5 条関係）　(1/5)

改　正　案

別表第1（第3条関係）

給料表

職種の区分	職務の級	1級	2級
	号給	給料月額	給料月額
1　一般行政事務（他の職種の区分の適用を受けないものを含む。）	1	195,800	242,000
	2	196,900	243,300
	3	198,100	244,700
	4	199,200	246,100
	5	200,300	247,500
	6	202,000	248,900
	7	203,600	250,300
	8	205,200	251,700
	9	206,700	253,100
	10	208,400	254,300
	11	210,000	255,600
	12	211,600	256,900
	13	213,100	258,100
	14	214,800	259,300
	15	216,500	260,500
	16	218,200	261,700
	17	219,400	262,800
	18	221,000	263,900
	19	222,600	265,000
	20	224,100	266,100
	21	225,600	267,000
	22	227,200	268,000
	23	228,800	269,000
	24	230,400	270,000
	25	232,000	271,000
	26	233,700	271,900
	27	235,000	272,700
	28	236,300	273,600
	29	237,600	274,400
	30	238,700	275,200

現　行

別表第1（第3条関係）

給料表

職種の区分	職務の級	1級	2級
	号給	給料月額	給料月額
1　一般行政事務（他の職種の区分の適用を受けないものを含む。）	1	183,500	230,000
	2	184,600	231,500
	3	185,800	233,000
	4	186,900	234,500
	5	188,000	236,000
	6	189,700	237,500
	7	191,300	239,000
	8	192,900	240,500
	9	194,500	242,000
	10	196,200	243,400
	11	197,800	244,800
	12	199,400	246,200
	13	201,000	247,400
	14	202,700	248,600
	15	204,400	249,800
	16	206,100	251,000
	17	207,400	252,100
	18	209,000	253,200
	19	210,600	254,300
	20	212,100	255,400
	21	213,600	256,400
	22	215,200	257,400
	23	216,800	258,400
	24	218,400	259,400
	25	220,000	260,400
	26	221,700	261,300
	27	223,000	262,200
	28	224,300	263,100
	29	225,600	263,900
	30	226,700	264,700

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文　（傍線の部分は改正部分）
○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号）
（第5条関係）　(2/5)

改正案				現行			
	31		276,000		31		265,500
	32		276,700		32		266,300
	33		277,400		33		267,000
	34		278,200		34		267,800
	35		279,000		35		268,600
	36		279,600		36		269,300
	37		280,300		37		270,000
	38		281,100		38		270,800
	39		281,800		39		271,600
	40		282,500		40		272,300
	41		283,200		41		273,000
	42		283,900		42		273,800
	43		284,600		43		274,600
	44		285,300		44		275,300
	45		286,000		45		276,000
2　保健師、助産師、看護師その他これらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの	1	195,800	242,000	2　保健師、助産師、看護師その他これらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの	1	183,500	230,000
	2	196,900	243,300		2	184,600	231,500
	3	198,100	244,700		3	185,800	233,000
	4	199,200	246,100		4	186,900	234,500
	5	200,300	247,500		5	188,000	236,000
	6	202,000	248,900		6	189,700	237,500
	7	203,600	250,300		7	191,300	239,000
	8	205,200	251,700		8	192,900	240,500
	9	206,700	253,100		9	194,500	242,000
	10	208,400	254,300		10	196,200	243,400
	11	210,000	255,600		11	197,800	244,800
	12	211,600	256,900		12	199,400	246,200
	13	213,100	258,100		13	201,000	247,400
	14	214,800	259,300		14	202,700	248,600
	15	216,500	260,500		15	204,400	249,800
	16	218,200	261,700		16	206,100	251,000
	17	219,400	262,800		17	207,400	252,100
	18	221,000	263,900		18	209,000	253,200
	19	222,600	265,000		19	210,600	254,300

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文　（傍線の部分は改正部分）
○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号）
（第5条関係）　(3/5)

改正案					現行				
		20	224,100	266,100			20	212,100	255,400
		21	225,600				21	213,600	
		22	227,200				22	215,200	
		23	228,800				23	216,800	
		24	230,400				24	218,400	
		25	232,000				25	220,000	
		26	233,700				26	221,700	
		27	235,000				27	223,000	
		28	236,300				28	224,300	
		29	237,600				29	225,600	
		30	238,700				30	226,700	
		31	239,800				31	227,800	
		32	240,900				32	228,900	
		33	242,000				33	230,000	
		34	242,900				34	231,100	
		35	243,800				35	232,200	
	3　保育士、介護士その他これらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの	1	233,700	242,000		3　保育士、介護士その他これらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの	1	221,700	230,000
		2	235,000	243,300			2	223,000	231,500
		3	236,300	244,700			3	224,300	233,000
		4	237,600	246,100			4	225,600	234,500
		5	238,700	247,500			5	226,700	236,000
		6	239,800	248,900			6	227,800	237,500
		7	240,900	250,300			7	228,900	239,000
		8	242,000	251,700			8	230,000	240,500
		9	242,900	253,100			9	231,100	242,000
		10	243,800	254,300			10	232,200	243,400
		11	244,800	255,600			11	233,300	244,800
		12	245,800	256,900			12	234,400	246,200
		13	246,700	258,100			13	235,400	247,400
		14	247,600	259,300			14	236,400	248,600
		15	248,400	260,500			15	237,300	249,800
		16	249,200	261,700			16	238,200	251,000
		17	249,900	262,800			17	239,100	252,100
		18	250,500	263,900			18	239,900	253,200
		19	251,100	265,000			19	240,700	254,300

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文　（傍線の部分は改正部分）
○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号）
（第5条関係）　(4/5)

改正案				現行			
	20	251,800	266,100		20	241,400	255,400
	21	252,400	267,000		21	242,000	256,400
	22	253,000	268,000		22	242,600	257,400
	23	253,600	269,000		23	243,200	258,400
	24	254,100	270,000		24	243,800	259,400
	25	254,700	271,000		25	244,400	260,400
	26	255,300	271,900		26	245,000	261,300
	27	255,800	272,700		27	245,500	262,200
	28	256,200	273,600		28	246,000	263,100
	29	256,600	274,400		29	246,400	263,900
	30	256,900	275,200		30	246,700	264,700
4　非常勤講師、非常勤助手、支援員、理科支援員、外国語支援員及び適応支援教室に勤務する相談員その他これらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの	1	260,100	313,400	4　非常勤講師、非常勤助手、支援員、理科支援員、外国語支援員及び適応支援教室に勤務する相談員その他これらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの	1	247,000	301,100
	2	261,200	315,200		2	248,100	302,900
	3	262,300	316,900		3	249,200	304,600
	4	263,400	318,500		4	250,300	306,200
	5	264,600	320,100		5	251,500	307,800
	6	265,700	321,800		6	252,800	309,500
	7	266,800	323,600		7	254,000	311,300
	8	267,800	325,300		8	255,200	313,000
	9	268,900	326,600		9	256,300	314,300
	10	269,900	328,500		10	257,500	316,200
	11	270,900	330,300		11	258,700	318,000
	12	272,000	332,000		12	259,900	319,700
	13	273,200	333,600		13	261,100	321,400
	14	274,100	335,500		14	262,300	323,300
	15	275,100	337,200		15	263,500	325,000
	16	276,200	338,900		16	264,700	326,700
	17	277,400	340,600		17	265,900	328,400
	18	278,500	342,300		18	267,000	330,200
	19	279,600	344,000		19	268,100	332,000
	20	280,700	345,700		20	269,200	333,700
5　特定の資格を要する職に従事するフルタイム会計年	1	405,000		5　特定の資格を要する職に従事するフルタイム会計年	1	392,000	

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文　（傍線の部分は改正部分）
○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号）
（第5条関係）　(5/5)

改　正　案	現　行
度任用職員で規則で定めるもの	度任用職員で規則で定めるもの

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文　　（傍線の部分は改正部分）

○さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年さくら市条例第26号）（附則第6項関係）

（1/1）

改　正　案	現　行
附　則 （経過措置） 第2条　改正後のさくら市職員の給与に関する条例附則第11項から第17項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。 第3条　改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるさくら市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 2・3　略 4　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、さくら市職員の給与に関する条例第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。 5　暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、さくら市職員の給与に関する条例第7条の3第1項及び第17条第3項の規定を適用する。 6　さくら市職員の給与に関する条例第17条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法	附　則 （経過措置） 第2条　改正後のさくら市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第11項から第17項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。 第3条　改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるさくら市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 2・3　略 4　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。 5　暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条第3項の規定を適用する。 6　新給与条例第17条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法

改　　正　　案	現　　行
の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。 7　さくら市職員の給与に関する条例第4条第3項から第9項まで及び第8条　　の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8　略	の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。 7　新給与条例　　第4条第3項から第9項まで及び第8条から第9条の2までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8　略

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文　　（傍線の部分は改正部分）

○さくら市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年さくら市条例第47号）（第1条関係）　　(1/1)

改　　正　　案	現　　行
（期末手当） 第4条　略 2　期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略	（期末手当） 第4条　略 2　期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文　　（傍線の部分は改正部分）

○さくら市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年さくら市条例第47号）（第2条関係）　　(1/1)

改　　正　　案	現　　行
（期末手当） 第4条　略 2　期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略	（期末手当） 第4条　略 2　期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

○さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年さくら市条例第43号）（第1条関係）

(1/1)

改　　正　　案	現　　行
（期末手当） 第5条　略 2　期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略	（期末手当） 第5条　略 2　期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

○さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年さくら市条例第43号）（第2条関係）

(1/1)

改　　正　　案	現　　行
（期末手当） 第5条　略 2　期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略	（期末手当） 第5条　略 2　期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略